

内容を重視するとともに、児童生徒の発達段階や経験の程度からみた適時性を考慮するとともに、系統性や関連を十分に検討し、適切な指導計画を作成する。

⑦ 各学校においては、特別に示している場合を除き、学習指導要領に示されている指導内容は必ず取り扱わなければならないことが学習指導要領総則で示されているので、精選・重点化するに当たって欠落することのないようにする。

(五) 各教科等の編成

1 各教科

① 編成上の留意点

学習指導要領は、各教科の目標を達成するために必要な内容を示しておりその内容は特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

教育課程の編成に当たっては、学校の全教師がこのことを確認し学習指導要領に示す目標と内容について十分理解するとともに、次の点に留意する必要がある。

ア 道徳及び特別活動との関連を図り調和のとれた指導計画を作成する。

イ 各教科の目標、内容を検討し、特に基礎的・基本的内容が欠落したり、いたずらに重複したりしないようにする。

ウ 学習指導要領の示す各教科の内容は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。したがって、各学校では内容について発展性、系統性を明確にし、児童生徒、学校及び地域の実態に即して指導の重点を明らかにする。

エ 児童生徒の発達段階や能力・適性を考慮するとともに、学習負担の適正を図るなど、創意工夫に満ちた学習指導が展開できるように指導計画を作成する。

② 中学校における選択教科

中学校における選択教科は、生徒の興味や関心や特性などに応じた教育を進めることができるようにするため、学校教育法施行規則第五十三条の2に「……選択教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科並びに第五十四条の2に規定する中学校学習指導要領で定めるその他必要な教科とする」と示されている。

選択教科の選択・履習に当たっては次の点に配慮しなければならない。

ア 選択教科の履習方法
○ 生徒に各学年一以上の選択教科を必ず履習させる。

○ 第一、二学年では、外国語又は「その他必要な教科」のうちから選択させる。

○ 第三学年は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語又は「その他必要な教科」のうちから履習させる。

○ 選択教科に充てる標準授業時数は、一・二年で105時間、三年で140時間、外国語は各学年105時間、「その他必要な教科」は各学年35時間、三年の音楽、美術、保健体育、技術家庭は35時間とする。

イ 選択教科の履習形態
○ 外国語を履習する場合は、一・二年では外国語のみ105時間履習することになる。三年では外国語105時間に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、「その他必要な教科」の中から一教科35時間を履習する。

○ 外国語を履習しない場合
一・二年では、「その他必要な教科」を一教科以上履習し、三年では音楽、美術、保健体育、技術・家庭、「その他必要な教科」のうちから一教科以上履習することになる。

ウ 生徒の進路、特性等を十分考慮し、それぞれの生徒に適した選択教科を履習させる。

エ 選択教科の指導に当たっては、必修教科の単なる延長や時間増としないよう特に留意する。

オ 音楽、美術、保健体育、技術・家庭の選択については、生徒に個人選択させることが望ましい。

理解することである。道徳の意義、役割は次のとおりである。

○ 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うことが基本であること。

○ 教育課程の全領域が、道徳教育の実践の場であること。

○ 学校における人間関係を深めることによって指導を徹底するものであること。

○ 道徳実践の指導を徹底するものであること。

更に、編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

○ 道徳の時間の指導は、学級担任によることが原則であること。

○ 特に必要な内容については、重点的な取り扱いや、関連づけた指導を考慮すること。

○ 指導内容の各事項における括弧書きの取り扱いに留意すること。

○ 指導計画に弾力性を持たせよう配慮すること。

3 特別活動

特別活動の究極的なねらいは、望ましい集団活動を通して、児童生徒が協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育成することである。

したがって、可能な限り児童生徒に活動計画を立てさせるなどして、積極的に活動に参加し成就感を持つことができるよう教育課程の編成に当たって